

分割取得の期限は？

介護休業 2 回目に当たり

問

1 年前に初めて介護休業を 1 ヶ月取得し、介護休業給付金を受給した従業員がいます。その介護した家族の状態が悪化したことから、2 回目の介護休業を考えているという相談がありました。分割取得のスパンについて、期限は設けられているのでしょうか。

設けておらず要件満たせば

答

介護休業給付金は、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害で、2 週間以上にわたり常時介護（歩行、排泄、食事等の日常生活に必要な便宜を供与すること）を必要とする状態にある対象家族を介護するための休業を取得し、事業主に申出をして実際に休業したときに支給されます（雇保法 61 条の 4）。同一の対象家族につき介護休業を分割して取得しても、93 日を限度に、3 回目まで対象となります。支給の可否は、休業開始日またはその応当日から翌月の応当日の前日までを指す支給単位期間ごとに判断されます。同一の対象家族に関する 2 回目以降の取得については、いつまでに取得しなければならないという期限は設けられていません（東京労働局）。対象家族の状態などの要件を満たせば、支給対象となります。